

電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業若しくは純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業又はその他の電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間996円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

大分労働局最低賃金公示第3号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大分県鉄鋼業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

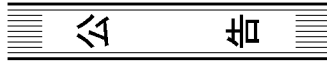
令和6年11月19日  
大分労働局長 佐藤 広道  
第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。  
第4号中「1時間1,053円」を「1時間1,106円」に改める。

附 則  
この決定は、令和6年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第4号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大分県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和6年11月19日  
大分労働局長 佐藤 広道  
第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。  
第4号中「1時間942円」を「1時間991円」に改める。

附 則  
この決定は、令和6年12月25日から効力を生ずる。



## 保 険 局

### 保険仲立人保証金取戻し公告

保険仲立人保証金規則（平成8年法務省・大蔵省令第3号）第12条第2項の規定により次のように公示する。

1. 供託者の氏名 森田 隆男
  2. 住所 兵庫県神戸市中央区国香通5丁目1番3号
  3. 取戻しをしようとする保証金の額 20,000,000円
  4. 上記の者（登録番号近畿財務局長第11号）の保証金につき保険業法第291条第6項の権利を有する者は、令和7年5月19日までに保険仲立人保証金規則別紙様式第4号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部金融監督第四課保険監督室に提出されたい。
  5. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
- 令和6年11月19日  
近畿財務局長 関 禎一郎

### 迫川上流土地改良区の土地改良事業計画の変更の適当決定の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項、第124条及び第136条の4の規定に基づき、宮城県及び

岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から申請のあった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、その申請を令和6年10月30日適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に東北農政局長に異議を申し出ることができる。

- 令和6年11月19日  
東北農政局長 菅家 秀人
- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業（維持管理）計画書の写し
  - 2 縦覧期間  
令和6年11月20日から令和6年12月9日まで
  - 3 縦覧場所  
農林水産省東北農政局のウェブサイト

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第30218号  
千葉県松戸市西馬橋相川町125番  
申立人 マンション第一馬橋管理組合  
本籍福島県いわき市小名浜字本町67番地、最後の住所千葉県松戸市西馬橋相川町125番地第一馬橋401号、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和3年2月22日、出生の場所福島県石城郡小名浜町、出生年月日昭和14年9月2日、職業無職  
被相続人 亡 星野エミ子  
事務所千葉県松戸市松戸1176-4 ディー・オー・ディー松戸駅前ビル4階 松戸総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鈴木 勝之  
催告期間満了日 令和7年6月23日  
千葉家庭裁判所松戸支部

令和6年（家）第30266号  
千葉市中央区千葉港1番1号  
申立人 千葉市  
本籍千葉県市原市郡本2丁目156番地、最後の住所千葉市緑区越智町705番地401、死亡の場所千葉県千葉市緑区、死亡年月日平成30年8月12日、出生の場所福岡県北九州市八幡東区、出生年月日昭和51年11月30日、職業不明  
被相続人 亡 河上 祐己  
事務所千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センタービル5階 弁護士法人房総法律相続財産清算人 弁護士 船澤 弘行  
催告期間満了日 令和7年6月23日  
千葉家庭裁判所

令和6年（家）第30287号  
千葉市中央区中央3丁目9番16号 大樹生命千葉中央ビル8階 千葉市民協同法律事務所申立人 亡上符修一相続財産破産管財人弁護士 三宅 貞信  
本籍山口県宇部市大字小串762番地1、最後の住所千葉県市原市辰巳台東3丁目22番地ライブフロント市原たつみ台A棟306号室、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日令和5年10月17日、出生の場所山口県小野田市、出生年月日昭和39年7月23日、職業無職  
被相続人 亡 上符 修一  
事務所千葉市中央区中央3丁目5番1号クリエ千葉中央6階B号室 かなで法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 樋口 貴之  
催告期間満了日 令和7年6月24日  
千葉家庭裁判所

令和6年（家）第70499号  
東京都北区王子2丁目32番1-101号  
申立人 尾崎 信夫  
本籍東京都北区浮間3丁目4番、最後の住所東京都北区王子2丁目32番1号K'sビル101号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和5年8月10日、出生の場所静岡県浜名郡飯田村、出生年月日昭和17年6月5日、職業無職  
被相続人 亡 美和 孝枝  
事務所東京都渋谷区桜丘町17番6号 渋谷協栄ビル7階桜丘法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 亀井 真紀  
催告期間満了日 令和7年6月2日  
東京家庭裁判所